おおい町簡易水道事業等給水条例施行規則

平成18年3月3日 規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、おおい町簡易水道事業等給水条例(平成18年おおい町条例第 168号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(給水装置及び消火栓の操作)

第3条 給水栓以外の給水装置及び公設消火栓は、町の係員でなければ操作しては ならない。ただし、消火又は町長の指定する職員の立会いによる消防の演習のた めに公設消火栓を開閉するときは、この限りでない。

(私設消火栓の使用)

第4条 私設消火栓の所有者は、公共のために当該消火栓を使用することを拒むことができない。

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 条例第7条の規定により申込みをしようとする者は、給水装置工事申込書 (様式第1号)を提出し、様式第2号による承認を受けなければならない。

(利害関係人の同意書の提出)

- 第6条 条例第7条第2項の規定により町長が申込者から利害関係人の同意書等の 提出を求めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、その提出者及び 提出書類は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 他人の給水装置から分岐しようとするとき 給水装置所有者の給水管所有者分岐同意書(様式第3号)
 - (2) 他人の所有地を通過し、又は他人の所有する土地又は家屋に給水装置を設置しようとするとき 土地又は家屋所有者の土地家屋使用承諾書(様式第4号)
 - (3) 前2号の規定による書類を提出できないとき 給水装置工事申込者の誓約 書(様式第5号)

(給水装置使用材料)

第7条 町長は、条例第9条第2項に定める設計審査又は工事検査において、指定

給水装置工事事業者に対し、当該審査若しくは検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準に適合していることの証明を求めることができる。

2 町長は、前項の規定により求めた証明が提出されないときは、当該材料の使用 を制限し、又は禁止することができる。

(工事の方法等)

第8条 条例第9条の2第1項及び第2項の規定に基づく給水装置の構造及び材質 の基準並びに工事の方法については、町長が別に定める仕様書による。

(工事費の算定基準単価)

第9条 給水装置の工事費の算出基礎となる材料単価、労務歩掛、工賃等は、毎年度の初めに町長が定めるものとする。ただし、材料の価格又は賃金が10分の1以上変動したとき及び特殊なものについては、この限りでない。

(工事費前納の例外)

第10条 条例第11条第3項ただし書の規定は、工事費後納申請書(様式第6号)を 提出させることによりこれを行う。

(給水の申込み)

第11条 条例第13条の規定により給水を受けようとする者は、給水申込書(様式第7号)を提出し、様式第8号による承認を受けなければならない。

(届出書の様式)

- 第12条 条例に規定する届出書の様式は、次のとおりとする。
 - (1) 条例第14条に規定するもの 様式第9号
 - (2) 条例第15条第1項に規定するもの 様式第10号
 - (3) 条例第18条第1号に規定するもの 様式第11号
 - (4) 条例第18条第2号に規定するもの 様式第12号
 - (5) 条例第18条第3号に規定するもの 様式第13号
 - (6) 条例第18条第4号に規定するもの 様式第14号
 - (7) 条例第18条第5号に規定するもの 様式第15号

(メーターの設置基準)

- 第13条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、この基準により難いときは、この限りでない。
 - (1) 給水栓まで直接給水するものについては、専用又は共同給水装置ごとに1

個

(2) 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個

(メーターの位置変更)

第14条 家屋の新築、改築等のためにメーターの位置を変更する必要が生じた場合は、これに要した費用は原因者の負担とする。

(メーターの検針)

- 第15条 条例第24条の規定によるメーターを検針する基準日は、毎月5日とする。
- 2 メーターの検針は、町の係員又は町から委託を受けた検針員が毎月行う。
- 3 メーターの検針には、当該使用者は努めて立ち会うものとする。
- 4 町長は、毎月給水した水量を使用者に通知する。

(給水装置の管理)

第16条 使用者又は所有者は、メーターの検針及び給水装置の修繕に支障を来すような工作物等を設けてはならない。

(修繕費の減免)

第17条 条例第17条第3項ただし書の規定により、給水装置の修繕に要した費用の減免を受けようとする者は、修繕費減免申請書(様式第16号)を提出しなければならない。

(使用料の算定)

第18条 給水量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月の給水量に算入し、使用料を算定する。ただし、給水装置の使用を中止し、又は廃止した場合の1立方メートル未満の給水量は切り捨てる。

(使用休止又は廃止の届出がない場合の料金)

第19条 条例第18条第1号の届出がない場合は、水の使用の有無にかかわらず規定 の料金を徴収する。

(水量及び用途の認定基準)

- 第20条 条例第26条に規定する認定の基準は、次のとおりとする。
 - (1) メーターに異常があったときは、前3箇月の平均とする。
 - (2) 家事用及び営業用の両方に使用するときは、その使用量が1箇月に100立 方メートルを超える月を営業用とする。
 - (3) 使用水量が不明のときは、1戸1箇月につき4人まで25立方メートルとし、1人増すごとに5立方メートルを加算した水量とする。

(納付期限)

第21条 使用料の納付期限は、毎月25日とする。

(臨時使用の水道料金の算定)

第22条 条例第28条第1項の規定により、前納する場合の料金は営業用として算定する。

(使用料等の減免)

第23条 条例第31条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、使用料 等減免申請書(様式第17号)を提出しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び検査)

- 第24条 条例第40条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び その管理の状況に関する検査の受検は、次に定めるところによるものとする。
 - (1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
 - (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、水道法(昭和32年法律 第177号)第34条の2第2項に規定する地方公共団体の機関若しくは厚生労働 大臣の登録を受けた者又は町長が認める者による給水栓における水の色、濁 り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けること。

(身分証明書の携帯)

第25条 町の係員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったと きは、これを提示しなければならない。

(協力)

第26条 使用者は、給水施設の区分ごとに世話人会を設け、維持、管理等、施設の 円滑な運営のために町長の相談に応ずるものとする。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月3日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大飯町簡易水道事業等給水条例施 行規則(昭和60年大飯町規則第2号)又は名田庄村給水条例施行規則(平成10年 名田庄村規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

おおい町長様

住 所 申込者 氏 名 〔〕 (電話)

給水装置工事申込書

おおい町簡易水道事業等給水条例施行規則第5条の規定により下記のとおり申し込みます。

記

給	水	装	置	設	置	場	所			第		号	番地	(区)	
工		事			種		別	新設	•	改造	•	修	繕 •	撤去		
装		置			種		別	専用	•	共用	•	私	設消火村	全		
用		途			種		別	家事月	目	営業	業用	•	併用			
使		用			人		数									
水			档	È			数									
給		水	읱	Š			径									
工		事			期		間									
₩ -	主の		FF	タコ	ス アド	承世	t KN	住	所							
10 3	土 ()	エル	1111	1 日ル	χ Ο.	丹 III	⊒ I- 1	氏	名							
索·	主の	台 : 百	FF	Þ.T	ろ アド	承封	t FN	住	所							
水:	土 ()	エル	1111	1 日ル	χ Ο.	丹 III	⊒ I- 1	氏	名							
指	定給	水等	专置	工事	事事	業者	首の	住	所							
住		所	:		氏		名	氏	名							
摘							要									

添付書類 見取図

様式第2号(第5条関係)

給水装置工事承認書

承認第 号

住 所 申込者 氏 名 (電話)

 給水装置設置場所
 第 号 番地 (区)

 種 別 専用 ・ 共用 ・ 私設消火栓

 用 途

あなたから申込みのあった上記工事については、次の条件を付して承認する。

年 月 日

おおい町長 印

条件

様式第3号(第6条関係)

給水管所有者分岐同意書

私所有の給水装置から分岐することを承諾します。 なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

 承 諾 者 住所

 氏名

 分岐申込者

 住所

 氏名

年 月 日

様式第4号(第6条関係)

土地家屋使用承諾書

本給水装置工事施行のため、私所有の土地家屋を使用することを承諾します。なお、本承諾に関し紛争が生じたときは当事者間で一切解決します。

 承 諾 者 住所

 氏名

 使用する土地家屋

 使用申込者 住所

 氏名

年 月 日

様式第5号(第6条関係)

誓 約 書

おおい町長様

下記の給水装置工事施行について、第三者からの異議があっても、町に対してご迷惑をおかけしないことを誓約いたします。

記

年 月 日

給水装置工事申込者 住所

氏名

給水装置工事の場所 住所

様式第6号	(笠10	久門(な)	۱
惊式, 男 D 万)宋 全 余)

おおい町長様

住 所 申込者 氏 名 (電話)

工事費後納申請書

おおい町簡易水道事業等給水条例施行規則第10条の規定により下記のとおり申請します。

給力	水装	置設	置場	,所	第	号	番地	(区)
猶	予		期	間					
申	請	D	理	曲					

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

おおい町長様

使用者 氏 名 (電話)

給 水 申 込 書

おおい町簡易水道事業等給水条例施行規則第11条の規定により下記のとおり申し込みます。

給水装置設置場所	第	号	番地	(区)	
給水開始年月日	年	月	日		

様式第8号(第11条関係)

給 水 承 認 書

承認第 号

住 所 名 電 話

給水装置設置場所	第	号	番地	(区)	
給水開始年月日	年	月	目		

あなたから申込みのあった給水については、次の条件を付して承認する。

年 月 日

おおい町長即

条件

送 第 0 旦	(第12条関係)
球込先り万	1 第12 宋 民间金

おおい町長様

住 所 所有者 氏 名 印 (電話) 住 所 代理人 氏 名 印 (電話)

代 理 人 届

おおい町簡易水道事業等給水条例第14条の規定により下記のとおりお届けします。

給水装置設置	場所		第	号	番地	(区)	
選定理	由							
代理人の住所氏	住 所		第	号	番地	(区)	
名及び承諾印	氏 名							
選定年	月日	年	月	日				
摘	要							

様式第10号(第12条関係)

年 月 日 おおい町長 様 住 所 氏 名 (電話) 使用者 住 所 氏 名 (電話)

おおい町簡易水道事業等給水条例第15条第1項の規定により下記のとおりお届けします。

理

人

届

管

給	水装	置設	置場	易月	f		第	号	番地	也 ((<u>×</u>)	
選定理由	1 2 3	給水 給水 その作	装置)			
管	理人	の	住	所	住	所		第	号	番地	(区)	
氏:	名 及	び承	:諾	印	氏	名							
選	定		年	戶		田	年	月	日				

様式第11号	/ /// A D D D D D D D D D D D D D D D D
	\ \dagger \dagger \dagger \dagg

おおい町長様

住 所 使用者 (所有者) 氏 名 (電話)

給水装置使用(開始・休止・廃止)届

おおい町簡易水道事業等給水条例第18条第1号の規定により下記のとおりお届けします。

給	水装	置設	置場	易所				第	号	番地	(区)	
種				別	専	用・	共	用·	私設消火	〈栓			
該	当	年	月	日		左	Ē	月	日				
所		有		者	住	所							
121		´Ħ		11	氏	名							
休	止又	は廃」	上の耳	里由									
摘				要									

様式第12号(第12条関係)

年 月 日

おおい町長様

住 所 使用者 (所有者) 氏 名 (電話)

使用者 (所有者) 異動届

おおい町簡易水道事業等給水条例第18条第2号の規定により下記のとおりお届けします。

給っ	火装置	置 該	2 置 場	易所				第		号	番地	(区)	
種				別	専	用・	共	用	•	私設消火	火 栓			
新祖	戸用者	(空)		孝)	住	所								
利汉	7.11	(17)	かり	11)	氏	名								
旧位	戸用者	(10	正右	孝)	住	所								
ін іх	· //1 / 1	(11	<i>1</i>)1 1	1 17	氏	名								
異	動	年	月	日			左	F		月	目			
異	動		理	由										
摘	要													

様式第13号(第12条関係)

年 月 日

おおい町長様

住 所 水道使用者等

 氏名

 (電話)

氏 名 (住 所) 変 更 届

おおい町簡易水道事業等給水条例第18条第3号の規定により下記のとおりお届けします。

給ス	火装	置設	世置場	易所				第		号	1	季地	(区)	
種				別	専	用・	共	用	•	私設消	í火栓				
変		更		後	住	所									
交				仅	氏	名									
変		更		前	住	所									
交		文		ויוּן	氏	名									
変	更	年	月	日			左	F		月	日				
変	更		理	由											
摘				要											

様式第14号(第12条関係)

年 月 日

おおい町長様

住 所 使用者 氏 名 印 (電話)

消火栓使用届

おおい町簡易水道事業等給水条例第18条第4号の規定により下記のとおりお届けします。

消	火札	全 O)場	所		第		号		番地(区)		
使	用	年	月	日		年	月		日				
使	用		時	間	午前 午後	時	から		時ま	で			
摘													
要													

1关一下 <i>5</i> 欠 1 E 口	(第12条関係)

おおい町長様

使用者 氏 名 (電話)

給水装置の用途変更届

おおい町簡易水道事業等給水条例第18条第5号の規定により下記のとおりお届けします。

給	水 装	: 置	設	置場	所		第		号		番地	(区)	
変	更	後	の	用	途									
変	更	前	の	用	途									
変	更	左	F	月	日		年	月		日				
変	j	更	理	L	曲									
摘					要									

TX	(第17条関係)

おおい町長様

使用者 氏 名 (電話)

修繕費減免申請書

おおい町簡易水道事業等給水条例施行規則第17条の規定により下記のとおり申請します。

給水装置の設置場所	第	号	番地	(区)	
申 請 理 由						

# # 第 1 7 月	(第23条関係)
塚取 舟 1 (万	1 第40 米 送出金 /

おおい町長様

使用者 使用者 氏名 (電話)

使用料等減免申請書

おおい町簡易水道事業等給水条例施行規則第23条の規定により下記のとおり申請します。

		使	用	料	減額・免除の別	
種	別	手	数	料	II.	
		加	入	金	11	
期				間		
申	請	理		由		